

沖縄こどもの国池周辺エリア環境整備工事に係る

要求水準書

1. 要求水準書の意義

本要求水準書は、沖縄こどもの国池周辺エリア環境整備工事に係る公募型プロポーザルの参加事業者に求める提案の前提条件とする要求水準を示すものである。

公募型プロポーザル参加者は、本要求水準書に明記されている事項（以下、「要求水準書」）を満たした上で、本件事業に関する提案を行うことができる。

2. 工事の概要

- (1) 工 事 名： 沖縄こどもの国池周辺エリア環境整備工事
- (2) 工 事 箇 所： 沖縄市胡屋五丁目7番1号 他
- (3) 工 事 概 要： 本工事は、契約書及び要求水準書に基づき、沖縄こどもの国の池周辺エリアに観覧エリア等の環境整備を行うもので、各種工事、各種調査、各種申請・届出、各種検査までの一切を行うものとする。
- (4) 契約上限額： 140,000,000円（消費税含む）
- (5) 工 期： 契約締結翌日 から 令和6年12月27日 まで

3. 要求水準

- (1) 沖縄こどもの国の池周辺エリアを活用し、池中央に別途業務で配置されるウォータープロジェクトマッピング（以下、「WPM」）を観覧できるエリアを整備すること。
- (2) 工事範囲は別図に示す範囲内を基本とする。
- (3) 沖縄こどもの国施設整備基本計画、沖縄こどもの国施設整備計画デザインガイドライン、沖縄こどもの国施設整備計画マスタープラン等を踏まえた検討をおこなうこと。
- (4) 長寿命化を考え耐食性、ランニングコストを考え維持管理がしやすい材質・構造とすること。
- (5) 来園者が安全且つ快適にWPMを観覧できる環境整備を行うこと。
- (6) 周辺環境との調和や景観性に配慮した計画とすること。
- (7) 提案書の内容に基づき設計を行うこと。既存施設等の改造を行う必要がある場合は、その改造設計も行うこと。
- (8) 詳細な設計については、発注者の承認を得たうえ、工事を行なうこと。

4. 施工条件

- (1) 工事にあたっては、発注者及び施設指定管理者と定例打合せを行い、工事完了後に発注者の検査を受けること。
- (2) 既存樹木や施設等の撤去や移動も可能とする。
- (3) 沖縄県土木工事共通仕様書等、公共施設整備の基準等に準じた施工をすること。
- (4) 動物園内において開園しながらの工事であり、来園者の安全を第一とすること。
- (5) 現場から発生する建設副産物については、適正に処分すること。

5. 業務遂行上における留意点

- (1) 受注者は、本工事の実施にあたり、発注者及び関係者と十分に相互調整を行いながら推進すること。
- (2) 受注者は、本工事の実施にあたり、関係する法令及び沖縄市契約規則等を順守し、誠実かつ確実に業務を遂行すること。
- (3) 受託者は、本工事中に知り得た事柄について、守秘義務を負うものとする。
- (4) 受託者は、工事の実施にあたり、管理技術者を配置し、業務にあたること。
- (5) 受託者は、契約締結後、契約書に規定する契約関係書類を作成し、発注者の承認を得ること。
- (6) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせ、その他申請、届出、手続き等に関する図書作成及び申請等に係る費用についてはすべて本工事に含むものとする。
- (7) 本工事で作成された成果物の著作権は発注者に帰属する。
- (8) 今後再整備が予定されている箇所については、移設等が容易に行える構造とすること。
- (9) 整備した設備等は極力維持管理が容易なものとする。
- (10) 本工事の実施にあたり、施設管理者からの意見聴取及び連携を図ること。
- (11) 本工事の実施にあたり、施設内における各種工事受注者との連携を図ること。
- (12) 前金払いについては、詳細な設計の承認を得たうえ、支払うものとする。
- (13) 会計検査等への対応についても協力すること。

6. 参考【別紙：池周辺環境整備エリア範囲】